

邑南町債権管理条例（平成 31 年邑南町条例第 18 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正、かつ、円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 町税 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公債権 町の債権のうち、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係るものをいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができるものをいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 町の債権のうち、町税及び公債権以外のものをいう。

（他の法令との関係）

第 3 条 町の債権の管理に関する事務処理については、法令又は他の条例若しくは規則等（地方自治法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（町長等の責務）

第 4 条 町長及び公営企業管理者の権限を行う町長（以下「町長等」という。）は、町の債権の管理に関する事務について、法令又は条例若しくは規則等の定めるところに従うとともに、この条例の目的を達成するよう、その発生原因及び内容に応じて適正に処理しなければならない。

（台帳の整備）

第 5 条 町長等は、町の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を備えなければならない。ただし、当該町の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

（債務者に関する情報の共有）

第 6 条 町長等は、町の債権について、履行期限までに履行されない場合において、当該町の債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（邑南町個人情報

報保護条例（平成 16 年邑南町条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

- 2 町長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該町の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 町長等は、第 1 項の規定により利用し、又は収集した情報を当該町の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（督促）

第 7 条 町長等は、町の債権について、履行期限までに履行しない債務者があるときは、法令又は条例若しくは規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（延滞金及び遅延損害金）

第 8 条 町長等は、債務者の公債権について、前条の規定による督促をした場合においては、当該公債権の金額にその履行期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、地方税法の例により延滞金を徴収することができるものとする。ただし、前条の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の額を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定による延滞金の算定額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第 1 項から前項までの規定は、私債権の遅延損害金について準用する。この場合において、同項中「公債権」とあるのは「私債権」と、「地方税法」とあるのは「民法（明治 29 年法律第 89 号）」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

（滞納処分等）

第 9 条 町長等は、町税及び強制徴収公債権について、第 7 条の規定による督促を受けた債務者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

（強制執行等）

第 10 条 町長等は、私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）について、第 7 条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 13 条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第 14 条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権等の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 町長等は、町の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 町長等は、町の債権について債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、町長等は、町の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 町長等は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 町長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権等の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する

資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る私債権等について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 町長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権等は、徴収すべきものとする。（免除）

第15条 町長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権等で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第16条 町長等は、私債権等について（同一の債務者に係る徴収債権の額の総額が100万円以下のものに限る。）、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をし

た場合の費用並びに当該私債権等に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

- (3) 当該私債権等について第10条第2号の規定による強制執行又は第12条の規定による債権の申出の手段の措置をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該私債権等について第13条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、相当の期間を経過した後においてもなお資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(当該時効期間が満了したのちに債務者が当該私債権につき一部を履行したとき、及び債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

(報告)

第17条 町長等は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところによりこれを議会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(邑南町督促手数料及び延滞金条例の廃止)

- 2 邑南町督促手数料及び延滞金条例(平成16年邑南町条例第61号)は、廃止する。

(適用範囲)

- 3 この条例は、この条例の施行の際、現に発生し、又はこの条例の施行の日以降に発生する町の債権について適用する。